

# 奈良先端科学技術大学院大学特別聴講学生交流規程

平成16年4月1日  
規程第 24 号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第38条第6項及び第66条第3項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学生で、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）において授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講派遣学生」という。）及び他の大学院の学生で、本学の研究科において授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(他の大学院との協議)

第2条 学則第38条第1項及び第66条第1項の規定に基づく本学と他の大学院との協議は、履修できる授業科目の範囲その他関連する事項について、研究科長が行う。ただし、外国の大学院にあっては、やむを得ない場合に限り、当該大学院との協議を欠くことができる。

## 第2章 特別聴講派遣学生

(出願手続)

第3条 特別聴講派遣学生として、他の大学院の授業科目を履修しようとする者は、主指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる書類を添えて研究科長に願出しなければならない。

- (1) 他の大学院における履修願（様式第1号）
- (2) 他の大学院の要求する書類

(派遣の許可)

第4条 前条の願出があったときは、研究科長は、第2条の協議の結果に基づき、これを許可する。

(他の大学院における履修期間)

第5条 特別聴講派遣学生の履修期間は、原則として1年以内とする。

(在学期間の取扱い)

第6条 特別聴講派遣学生としての履修期間は、本学での在学期間を含めるものとする。

(履修できる授業科目等)

第7条 特別聴講派遣学生が他の大学院で履修できる授業科目は、原則として講義のみとし、実験、実習、演習及び研究等は含めないものとする。

2 特別聴講派遣学生が他の大学院で履修できる単位数は、15単位を超えない範囲とする。

(学業成績証明書の提出)

第8条 特別聴講派遣学生は、履修が終了したときは、直ちに(外国の大学院において授業科目を履修した特別聴講派遣学生にあつては、帰国の日から1月以内に)、研究科長に当該他の大学院の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 特別聴講派遣学生が他の大学院において修得した単位は、前条に規定する学業成績証明書により、15単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、研究科長が本学において修得したものと認定する。

(授業料)

第10条 特別聴講派遣学生は、本学の学生としての授業料を納付するものとする。

(派遣許可の取消し)

第11条 特別聴講派遣学生の行為が派遣の趣旨に反すると認められる場合は、研究科長は、当該他の大学院との協議に基づき、派遣の許可を取り消すことができる。

### 第3章 特別聴講学生

(出願手続)

第12条 本学の特別聴講学生を志願する者は、他の大学院を経て、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生申請書(様式第2号)
- (2) その他研究科が必要とする書類

(受入れの許可)

第13条 他の大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があつたときは、研究科長は、第2条の協議の結果に基づき、これを許可する。

(受入れ期間)

第14条 特別聴講学生の受入れの期間は、原則として1年以内とする。

(履修できる授業科目等)

第15条 特別聴講学生が本学で履修できる授業科目は、原則として講義のみとし、実験、実習、演習及び研究等は含めないものとする。

2 特別聴講学生が本学で履修できる単位数は、15単位を超えない範囲とする。

(学業成績証明書の交付)

第16条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、研究科長は、学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第17条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(授業料等)

第18条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が、国立大学の大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。

3 特別聴講学生が、公立若しくは私立の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生である場合は、授業料として1単位当たり14,800円を徴収する。ただし、大学間交流協定に基づき授業料を徴収しないことが定められたときは、授業料を徴収しない。

4 前項の授業料は、春学期に係る履修科目については4月に、秋学期に係る履修科目については10月に納付するものとする。

5 納付した授業料は、返還しない。

(受入れ許可の取消し)

第19条 特別聴講学生の行為が受入れの趣旨に反すると認められる場合は、研究科長は、当該他の大学院との協議に基づき、受入れの許可を取り消すことができる。

(準用)

第20条 学則その他学生に関する規定は、特別聴講学生について準用する。

## 第4章 雑則

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、特別聴講派遣学生及び特別聴講学生

の取扱いについては、当該他の大学院との協議の上、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年3月31日に在学する特別聴講派遣学生又は特別聴講学生のうち履修期間の末日が平成16年4月1日以降の者については、旧奈良先端科学技術大学院大学特別聴講学生交流規則は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度以前に入学した学生については、改正後の奈良先端科学技術大学院大学特別聴講学生交流規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（元号） 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学  
先端科学技術研究科長 殿

（元号） 年度入学 博士 課程  
先端科学技術研究科先端科学技術専攻  
プログラム  
研究室  
学籍番号  
氏 名 印

履 修 願

大学大学院 研究科における下記授業科目を履修したいので、  
許可くださるようお願いいたします。

| 授業科目名 | 単 位 | 開 講 学 期 | 担 当 教 員 名 | 備 考 |
|-------|-----|---------|-----------|-----|
|       |     |         |           |     |
|       |     |         |           |     |
|       |     |         |           |     |
|       |     |         |           |     |
|       |     |         |           |     |
|       |     |         |           |     |
|       |     |         |           |     |
|       |     |         |           |     |
|       |     |         |           |     |

指導教員

印

様式第2号（第12条関係）

（元号） 年 月 日

特別聴講学生申請書

奈良先端科学技術大学院大学  
先端科学技術研究科長 殿

大学大学院  
研究科長 印

下記の者を特別聴講学生として、貴研究科の授業科目を履修させたいのでよろしくお取り計らい願います。

なお、御承諾の上は、その旨御回答くださるよう併せてお願いいたします。

記

| 専攻 | 学年 | 履修者氏名<br>(生年月日)<br>(性別) | 授業科目名 | 単位 | 開講学期 | 担当教員名 |
|----|----|-------------------------|-------|----|------|-------|
|    |    |                         |       |    |      |       |